

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB事務組合に労働保険事務の処理を委託し、労災保険法第35条の規定に基づく第二種特別加入者（以下「特別加入者」という。）として労働局長から承認を受けている者である。

請求人は、一人親方として事業を営んでいたところ、平成〇年〇月〇日、Cに所在するD中学校の増築工事から車で帰宅途中、自損事故を起こし負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、E病院に受診し「口唇挫創、意識障害、鼻骨骨折、顔面骨骨折、顔面挫創、胸腹部打撲傷、前額部挫創」等と診断され、その後複数の医療機関において療養した結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）とされた。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、本件災害による残存障害について、左目の視野障害、頭頸部・顔面・背中又は左腕・左手・左手指の疼痛の神経症状はそれぞれ障害等級第12級に該当する旨主張しているところ、請求人に残存する障害として検討すべきものは、本件障害給付支給請求書裏面のF医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書、請求人の訴え等から、「頸椎捻挫後の局所の神経系統の障害」、「頭部顔面打撲後の神経系統の障害」及び「左網脈絡膜萎縮による視野障害」であると認められるので、これらの障害について検討すると、次のとおりである。

#### ア 「頸椎捻挫後の局所の神経系統の障害」について

G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「傷病名は頸椎捻挫、頸椎のX線写真上、加齢に伴う変形性変化あり。頸椎可動域は良好。運動痛一。障害の状態は、頸椎捻挫後に局所の神経症状が残存した状態であり、アフターケアの必要性は特に認めない。」と述べているところ、改めて一件記録を精査するも、X線写真上、頸椎には加齢に伴う変形性変化が認められる以外、外傷による器質的变化は認められていない。そうすると、当審査会としても、同医師の意見を妥当と思料し、決定書理由に説示のとおり、

請求人の頰椎捻挫後の神経症状は、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

イ 「頭部顔面打撲後の神経系統の障害」について

請求人が、左顔面の痛みや知覚障害を訴えていることについて、H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「傷病名は外傷性三叉神経痛、頭部CT上、頭蓋内には外傷によると思われる明らかな異常所見は認められない。障害の状態は、頭部顔面打撲後に局部の神経症状が残存した状態であり、アフターケアの必要性は特に認めない。」と述べているところ、改めて一件記録を精査するも、頭部CT上、頭蓋内には外傷によると思われる明らかな異常所見は認められない。そうすると、当審査会としても、H医師の意見を妥当と思料し、決定書理由に説示するとおり、請求人の頭部顔面打撲後の神経症状は、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

ウ 「左網脈絡膜萎縮による視野障害」について

請求人が、視力の低下、左方向視野欠損を訴えていることについて、I医師は、平成○年○月○日監督署受付の意見書において、要旨、「傷病名は左網脈絡膜萎縮、矯正視力は右1.2、左1.0。前眼部異常なし。眼球運動障害無し。中間透光体異常なし。眼底検査で左眼周辺部に網脈絡膜萎縮あり。視野検査では、左眼の下方視野狭窄を軽度認めるが、正常視野の60%以上は保たれている。以上より、眼球の障害には該当しないと思われる。アフターケアは不要。」と述べているところ、平成○年○月○日審査官受付の意見書においては、要旨、「視野検査では、左眼の下方視野狭窄を軽度認めるが、正常視野の61%以上は保たれている。」と述べている。

この点、当審査会は、上記I医師の所見を踏まえると、請求人の視野障害について、改めて精査する必要があると判断し、E病院から請求人に係る平成○年○月○日実施のゴールドマン視野計による視野検査（平成○年○月○日実施）の結果及び診療録一式の提出を求め、同検査結果等について検証したところ、請求人の視野は、正常視野の61%を優に超えるものであることが確認できた。

そうすると、請求人は左眼に軽度の下方視野狭窄が認められるものの、正常視野の61%以上は保たれていることから、当審査会としても、決定書理

由に説示のとおり、請求人の視野障害は、引用する認定基準に定める障害等級には該当しないものであると判断する。

エ なお、請求人らは、請求人には、左目に障害等級第12級1号「1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの」に該当する障害が残存している旨主張しているが、その根拠として左網脈絡膜萎縮による視野障害の存在を指摘するのみであり、調節機能障害又は運動障害を裏付ける医学所見はなく、同主張を認めることはできない。

(2) 以上のことから、請求人に残存する障害は、上記(1)のとおり、いずれも障害等級第14級であるところ、同一系列の障害であることから、併合の方法により障害等級第14級と判断される。

(3) なお、請求人の主張及び一件記録を改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。